

公的研究費の不正防止計画

2021年11月25日

一般財団法人 日本建築総合試験所
統括管理責任者
(試験研究センター長)

一般財団法人日本建築総合試験所は、「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」に定める不正防止計画を以下のとおり策定します。

項目	不正発生要因	防止計画
責任体制	<ul style="list-style-type: none"> 責任体制が明確でないため、組織としてのガバナンスが機能しない 	<ul style="list-style-type: none"> 最高管理責任者による不正防止基本方針の策定 責任体系を明確にし、実行的な管理監督を行い得る体制を構築する 責任体制をHPで公開する
ルールの明確化、統一化	<ul style="list-style-type: none"> ルールと実態の乖離、各担当者や責任者のルールの誤認識や理解不足による誤った運用 	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の適正な取扱いに関する規程の整備 相談窓口を設置し、関係者へ周知の上、HPで公開する
職務権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 関係者の職務権限が曖昧なため、十分なチェックが機能しない 	<ul style="list-style-type: none"> 諸規程と業務の実態の乖離をチェックし、決裁手続きを簡素化するとともに、決裁者の責任を明確にする等、諸規程の見直しを行う。 担当者による発注に関して、その権限と責任を「公的研究費取扱要綱」に明示し、周知を行う。
関係者の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> 研究費が国民の税金を原資とした公的資金であるという意識が希薄である 自らのどのような行為が不正や不適切な運営・管理に当たるかに関する理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費に係る全ての職員等に対し、誓約書の提出を求める 公的研究費に係る全ての職員等に対し、コンプライアンス教育を実施するための体制を整備する
研究費の適正な運営・管理活動	<ul style="list-style-type: none"> 担当者が予算の執行状況を把握しておらず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生し、結果として事務担当者の多忙を招き、経費管理が不十分になる カラ出張、旅行日程の水増し等の不正が発生する 公的研究費による雇用予定者等の労働が労働対価である意識が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ある時点で対象となる全職員へ予算執行状況の確認を要求する 出張の事実を証明する証票の提出を義務化し、宿泊先及び用務先の追跡や確認を可能にする 雇用予定者等に対し、雇用条件通知書等で事前に説明する。 定期的な内部監査の実施により、適正な運営・管理が行われていることを確認する。
情報伝達を確保する体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の不正に関する通報制度の形骸化 	<ul style="list-style-type: none"> 通報窓口を設置し、関係者へ周知の上、HPで公開する
モニタリングの在り方	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの形骸化 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画を定期的に見直し、必要に応じて見直しを行う 内部監査チームと不正防止計画推進部署が情報を共有し、的確なモニタリングを実施する。